

物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

平成31年3月19日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

ガスクロマトグラフ質量分析装置一式の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

3 借入期間

平成31年9月1日から平成38年8月31日まで

4 納入場所

桜井市大字粟殿1000番地

奈良県保健研究センター 3階 食品機器分析室Ⅲ

5 入札方法

入札は、総計金額（借入物品の搬入、設置、調整及びこれらに付随する作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費並びに借入物品に係る技術サポート及び保守に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「O1賃貸業務」に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。

第3 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部消費・生活安全課食品安全推進係（県庁主棟3階）

電話 0742-27-8681（ダイヤルイン）

第4 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間 平成31年3月19日（火）から同年4月15日（月）まで

(2) 交付方法 奈良県くらし創造部消費・生活安全課のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/1654.htm>

2 競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加しようとする者は、第2の(2)に係る資格審査とは別に、次に示す競争入札参加資格確認申請書等を持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により知事に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、(1)若しくは(2)により競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等を持参により提出する場合

ア 提出期間 平成31年3月19日（火）から同年4月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

イ 提出場所 第3に同じ。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等を郵送により提出する場合

ア 提出期間 平成31年3月19日（火）から同年4月15日（月）の午後5時まで

イ 提出先 第3に同じ。

(3) 提出部数 各1部

(4) 競争入札参加資格確認申請書等 記載事項は、入札説明書によります。

3 入札説明会の開催

実施しません。

4 入札の場所等

(1) 場所 奈良市登大路町30番地

県庁主棟6階 入札室

(2) 日時 平成31年5月8日(水) 午前11時

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「ガスクロマトグラフ質量分析装置一式の借入に係る入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県くらし創造部消費・生活安全課長宛ての親展として、平成31年5月7日(火)午後5時までに第3に定める場所へ到着するようにしてください。

第5 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す手続が必要です。）

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該

当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者
をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県
が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由がある
と認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不
当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警
察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場
合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替える
ものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第6 Summary

- 1 Subject of bid: Lease and maintenance of 1 set of gas chromatograph mass spectrometers
- 2 Period of lease: From September 1st, 2019 to August 31st, 2026
- 3 Deadline for bid applications in person: 11:00 a.m. on May 8th, 2019
- 4 Deadline for bid applications by mail: 5:00 p.m. on May 7th, 2019
- 5 For further information, please contact: Consumer Affairs and Safe Living Division, Creative Living Department, Nara Prefectural Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN
Tel: 0742-27-8681 (direct line)